

情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会
UWB 無線システム屋外利用検討作業班（第 7 回）
議事概要（案）

1 日時

令和 2 年 8 月 31 日（月）15:00～16:30

2 場所

WEB 会議

3 出席者

構成員：眞田主任、李主任代理

阿部構成員、雨澤構成員、飯塚構成員、上田構成員、江原構成員、
大石構成員、鬼山構成員、河村構成員、齋藤構成員、佐藤構成員、
田北構成員、田島構成員、田中構成員、谷澤構成員、富樫構成員、
濱中構成員、松本構成員、三島構成員、湯通堂構成員、渡辺構成員

小竹構成員代理：野島氏（一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター）

総務省：大野課長補佐、宇野係長、廣谷官

4 概要

(1) 前回議事録の確認

事務局より資料 UWB 作 7 - 1 の内容について確認が行われ、議事録(案)が承認された。

(2) 前回会合における構成員からのコメントについて

事務局より資料 UWB 作 7 - 2、資料 UWB 作 7 - 3 及び資料 UWB 作 7 - 4 に基づく説明が行われ、以下の質疑応答が行われた。

大石構成員：基本的にこの方向でよろしいと考える。努力義務は罰則もなにもないが、お互いのためであるので、事業者のほうでもなるべく不要輻射を抑えるようにお取り組みいただきたい。

眞田主任：報告書に書くことで、強制力はないが、これだけの検討をとりまとめた結果になるので一定の効力や方針を持つものと理解している。

(3) 陸上無線通信委員会報告（案）について

事務局より資料 UWB 作 7 - 5 に基づく説明が行われ、以下の質疑応答が行われた。

大石構成員：P66 の技術基準案について。まず、(7) 混信防止機能について、これまでの議論では、UWB 機器に停止機能を実装するという事になっていたもので、そちらを反映いただきたい。次に、(9) 運用制限について、少し前の 3-4 に詳細に記載されている内容を反映いただきたい。また、上空の定義を明確にしていた

だいたほうがよろしいかと思う。

事務局：混信防止機能については記載漏れであるため追記させていただく。敷地内運用制限に関するコメントについてもご指摘のとおり追記させていただく。上空の定義は一般的に電波法関係規定で指す「上空」を意味するものとして記載しているが、こちらでも明確になるように何らかの形で追記させていただく。

大石構成員：承知した。改訂版にて改めて確認する。

飯塚構成員：P11 及び P13 に記載の韓国の根拠規定について新しい番号に更新されているので、「2019-86」を「2019-105」に更新していただきたい。

事務局：更新された内容をご紹介いただいていたが報告書案では更新が漏れていた。ご指摘のとおり修正する。

鬼山構成員：「9GHz」と「9.0GHz」にて表記がばらばらになっているため、どちらも「9.0GHz」に統一いただいたほうがよいように思う。

事務局：ご指摘のとおり修正する。

渡辺構成員：P64 について3点目にて被干渉無線局の運用者の対応ということで、1ポツ目に敷地内の利用者への周知、2ポツ目に敷地内の利用者への指示ということがあるが、敷地内のことではあるが、利用者への周知または指示をするに当たってのなんらかの根拠あるいは情報提供というものはしていただけるのか。

事務局：敷地内運用制限について、国の対応というところにも記載があるが、UWB 無線システムは色々なシステムと共用をしているという点や、色々な機器に利用されるという点を踏まえて、一般ユーザの方に運用制限の必要性を理解していただくという意図で、総務省ホームページに、運用制限が必要な旨やどういった無線システムについて保護が必要かという点をまとめる形で周知・啓発を国としてやることを想定している。被干渉システムの運用者から運用制限等の指示がなされる可能性があるといったことも含めて記載ができればと考えている。

渡辺構成員：もう少しクリアにさせていただきたい点がある。報告書がでたあとに個別に関係者に調整が行われるということか。

事務局：どういった周知内容になるかということについては、制度整備の段階で総務省で検討した案について免許人の方々と調整させていただく。

渡辺構成員：制度整備の段階でというのは、このような対応指針が何らかの制度になるということか。

事務局：対応指針については、強制規格のように制度の中で規定をする想定はしていない。あくまで、ガイドラインのような位置づけであり、総務省と関係者の方々と調整してまいりたい。

渡辺構成員：制度整備の段階でというのは、そういったタイミングにて免許人と調整が行われる可能性があるということで承知した。

事務局：制度ができる際には併せて周知ができないといけないと考えているので、その前に調整はさせていただく。

渡辺構成員：そのことは技術的条件の(9)運用制限、あるいは4-2の将来の見通し

にも何らか言及いただけるのか。それとも今回の議事をもってあとは調整ということか。

事務局：運用制限のところには記載させていただく。この報告書は最終的に情報通信審議会から一部答申を受けることになるので、それを踏まえて報告書に示された方針に沿って制度整備を実施していく。

渡辺構成員：承知した。

三島構成員：報告書の P62 表 3-24 の「UWB の帯域内出力レベル」というのは、「帯域外」の誤記なのではないか。

事務局：被干渉システムの「帯域内」という意図で記載させていただいたものであるが、誤解を与える表記であるため記載を修正させていただく。

大石構成員：「被干渉システムの帯域内の UWB 出力レベル」という記載でいかがか。

事務局：ご指摘のとおり修正させていただく。

(4) その他

事務局より、今回誤記が判明した部分を含めて委員会報告書案を修正のうえ 9 月 11 日（金）を期限として意見照会を行う旨、周知があった。また、次回会合については、後日別途周知する旨、連絡があった。

以上